令和7年度
西尾市上下水道だより

みずのわ

発行日　令和7年6月1日（年1回）
編集　西尾市上下水道部
上下水道経営課
TEL　0563(65)2191

令和7年3月に実施した「支援連絡管※の操作訓練」の様子。
西尾市では年に1回、愛知県西三河水道事務所と合同で、
訓練を行っています。

※支援連絡管とは … 県営水道の送水管と受水団体の基幹配水管とを接続し
大規模地震等の被災時に受水団体に対して応急給水のために送水する管。

将来の災害に備えて ～ 1人1人ができること ～

キーワードは 『1人1日3リットル × 3日分』

1人当たり3リットル

× 最低 3日分 =

1人当たり9リットル

〈例〉4人家族の場合
1人1日3リットル × 3日分 × 4人 ＝ 36リットル

国は災害に対する備えとして、**1人1日3リットルの飲料水を最低3日分備蓄すること**を勧めています。

また、大規模災害発生時には、1週間分の飲料水の備蓄が望ましいとされています。他にもトイレや洗面用などの生活用水も必要です。 お風呂の残り湯を捨てずに貯めておけば、100リットル以上の水を確保できます。

「いざ」という時に備えて、普段の暮らしから常に水を確保するようにしましょう。

第67回「水道週間」が実施されます。

- 期　　間　令和7年6月1日から7日まで
- スローガン　「透き通る　誇れる水に　感謝する」

水道料金改定のお知らせ

令和7(2025)年10月から水道料金を改定します。

料金改定の理由

水道事業の経営は、皆様からいただく水道料金によって運営しています。

本市の水道料金は平成19年に値下げを行い、それ以降は消費税対応を除き、料金を据え置いて経営努力をしてまいりました。

しかしながら、人口減少により水使用量が減少し、水道料金収入が減少傾向にあり、その一方で、近年頻発する大規模災害に備え、重要管路耐震化に取り組んでいく必要があります。

また、水道管などの水道施設の老朽化に伴う更新事業にも多くの費用が必要となります。料金改定を行わない場合、令和8年度には収入と支出が逆転し、財政赤字となり、今後さらに厳しい経営状況になる見込みです。

安全で安心な水道水を安定的にお届けするために、皆様にはご負担をおかけしますが、水道料金の改定にご理解とご協力をお願いいたします。

◀水道管更新工事の様子

適用時期

令和7(2025)年10月検針から適用します。

改定内容

準備料金(基本料金)と水量料金を改定します。

新水道料金表

▼継続して2か月使用した場合（税別）

栓種	準備料金		水量料金	
	口径(mm)	料金(円)	使用水量(㎥)	料金(円)(1㎥当たり)
専用栓	13	1,360	1 ～ 20	54
	20	2,300	21 ～ 40	121
	25	6,000	41 ～ 80	164
	40	17,800	81 ～ 180	222
	50	27,000	181 ～	250
	75	62,400		
	100	100,000		
	150	156,860		
共用栓	一律設定	780	専用栓と同じ水量料金	
臨時栓	専用栓と同じ口径別料金		一律設定	260

【計算例】

・口径20mm
・2か月の使用水量45㎥の場合

(新料金)

準備料金　2,300円　(A)

水量料金　54円 × 20㎥ = 1,080円
121円 × 20㎥ = 2,420円
164円 × 5㎥ = 820円
計　4,320円　(B)

請求額(税別)
2,300円(A)+4,320円(B)=6,620円

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

詳しくはこちら▶

重要管路の更新（耐震化）

◎**重要管路**とは … 医療機関や災害時に避難所となる学校などの重要給水施設までの管路

【管路の重要度（事故発生時の影響度）の考え方】
重要管路とその他の管路（配水支管）では、被害が発生した場合の影響範囲が大きく異なります。

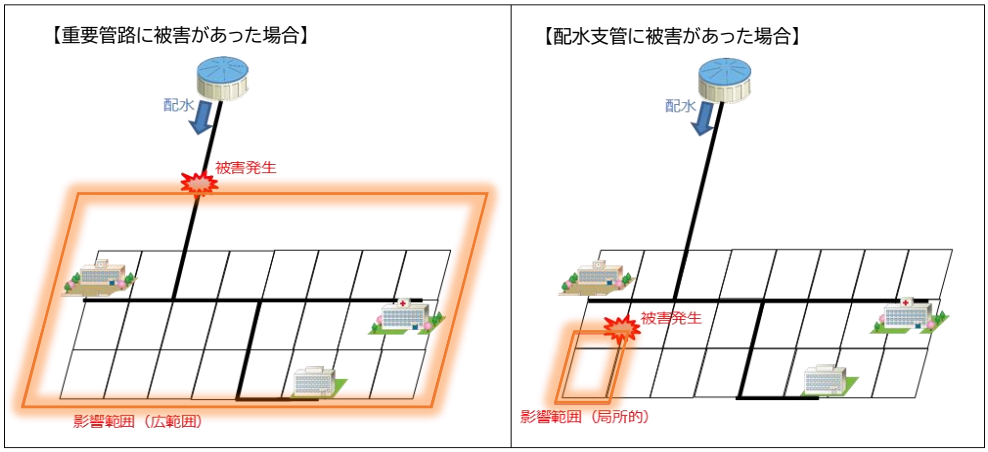

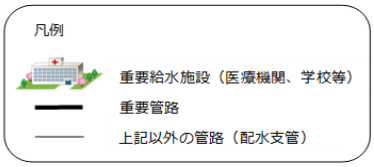

▲管路耐震化イメージ

※重要管路の大部分は口径が大きい管路となるため、更新（耐震化）には多大な費用が必要です。
※令和24年度に「重要管路の耐震適合率：100％」を目指し、重要管路の更新（耐震化）を行っていきます。

老朽化に伴う施設、設備及び管路の更新見通し

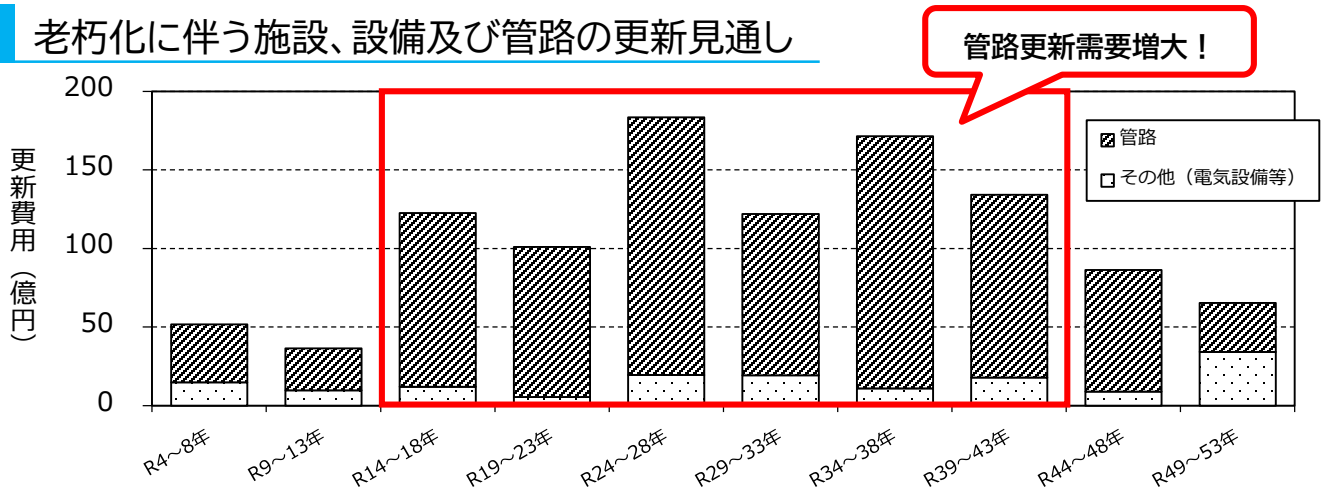

※太枠で示す期間（R14～R43年）において、資産の大部分を占める管路の更新需要が増大する見込みです。
※急激な費用増大を避けるため計画的な更新を進め費用の平準化を図ります。

お知らせ　令和7年度 水道メーターの取替え

水道メーターは、使用量を決定する大切な計量器であり、常に計測の正確性を保つため、計量法で有効期間を8年と定められており、市では計画的に取替えを行っています。

取替地区	小型メーター（13㎜から40㎜まで） 西尾地区西部 ➡ 取替地区の詳細は、市ホームページへ ページ番号 1001952
その他	市が委託した業者が取替作業を行います。事前に「取替えのお知らせ」を通知します。 取替作業中は、10分～30分程度断水します。
費用	無料。※ 宅地内の改造などで、水道メーターやメーターボックスが地面より低くなった場合などは、個人負担で改造工事を行っていただく必要があります。
お問い合わせ	上下水道営業課 維持給水担当 TEL0563(57)1214

下 水 道 に関するお知らせ

下水道への接続にご協力を ～快適な生活空間・水質保全のために～

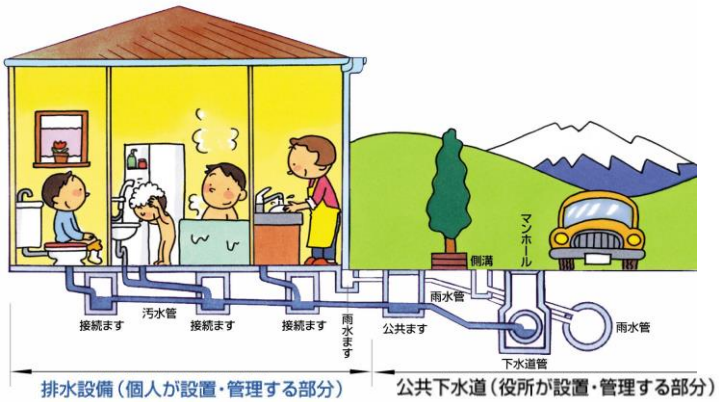

下水道には、公共用水域の水質保全や、側溝からの悪臭やハエ・蚊などの発生を抑制し、地域の生活環境の向上を図るといった目的があります。

下水道が供用開始された区域にお住まいの方は速やかな接続をお願いします。

下水道の接続のお願い

下水道整備工事が完了し、下水道が使える区域になりますと、区域内にお住まいの皆さんには、下記以内に接続する必要があります。

し尿浄化槽トイレをお使いの方	1年以内
くみ取り便所をお使いの方	3年以内

下水道への接続工事は、西尾市排水設備指定工事店へ依頼してください。

詳しくはこちら▶

お問い合わせ

上下水道営業課　接続促進担当

TEL0563(65)5120

下水道使用料の手続き

下水道への接続工事が完了したら、下水道使用料を水道料金と合わせて請求します。

新築や改築または転出や転入等で上下水道の使用を中止や開始する場合は、届け出を行ってください。

お問い合わせ

上下水道営業課　お客様窓口

TEL0563(57)1212

下水道受益者負担金の納付

下水道整備により利益を受ける区域の土地所有者又は権利者に、建設費の一部として負担していただく費用のことです。

利益を受ける土地に対し一度限りの負担となります。

詳しくはこちら▶

お問い合わせ

上下水道営業課　料金担当

TEL0563(65)2185

下水道に流す前のお願い

油をふき取る

鍋や食器についた油汚れは、ふき取ってから、洗いましょう。

油を吸い取る

残った油は、新聞紙などで吸い取るか、油を固めるなどして、処理しましょう。

油を使い切る

余った油は、他の料理に活用して、なるべく使い切りましょう。

※下水道へ流れた油は、下水道内で冷えて固まり、下水道管のつまりや悪臭の原因になります。